



山形県公報

平成24年7月24日(火)
第2362号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 生活保護法による指定介護機関の指定……………(健康福祉企画課) ……891
- 生活保護法による指定施術機関の指定……………( 同 ) ……892
- 山形県海面漁業調整規則に基づく処分をするための聴聞……………(庄内総合支庁水産課) ……同
- 基本測量の実施の通知……………(農村整備課) ……同
- 公共測量の実施の通知……………( 同 ) ……同
- 道路の区域の変更……………(庄内総合支庁建設総務課) ……893
- 同……………( 同 ) ……同
- 県道の供用の開始……………( 同 ) ……同
- 同……………( 同 ) ……894
- 同……………( 同 ) ……同
- 用途地域内の建築制限の特例を認めるための意見聴取……………(建築住宅課) ……同
- 開発行為に関する工事の完了……………(置賜総合支庁建築課) ……同

### 企 業 局 関 係

#### 規 程

- 山形県企業局就業規程の一部を改正する規程……………895

### 病 院 事 業 局 関 係

#### 規 程

- 山形県病院事業局就業規程の一部を改正する規程……………同

### 公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商業・まちづくり振興課) ……896
- 同……………( 同 ) ……897
- 同……………( 同 ) ……898

### 正 誤

## 告 示

#### 山形県告示第758号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成24年7月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称           | 施設又は実施する事業の種類                  | 指定介護機関の所在地  | 指定年月日      |
|---------------------|--------------------------------|-------------|------------|
| 介護療養型老人保健施設せせらぎ     | 介護老人保健施設                       | 鶴岡市文園町9番34号 | 平成24. 5. 1 |
| 小規模多機能ホーム あら町ケアセンター | 小規模多機能型居宅介護<br>介護予防小規模多機能型居宅介護 | 長井市あら町4番23号 | 同          |

**山形県告示第759号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

平成24年7月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定施術機関の名称      | 開設者              | 指定施術機関の所在地    | 指定年月日       |
|----------------|------------------|---------------|-------------|
| らいふマッサージ治療院山形店 | エヌ・イー・ティー東日本株式会社 | 山形市江俣四丁目3番13号 | 平成24. 6. 15 |

**山形県告示第760号**

山形県海面漁業調整規則（昭和39年7月県規則第58号）第45条第3項の規定により、同条第1項前段の規定による処分をすることについて、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成24年7月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 日 時 平成24年8月7日（火） 午後1時30分から
- 2 場 所 酒田市山居町二丁目14番23号  
庄内総合支庁産業経済部水産課 大会議室（3階）

**山形県告示第761号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成24年7月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 基本測量を実施する地域  
山形市  
米沢市
- 2 基本測量を実施する期間  
平成24年8月13日から平成25年3月15日まで
- 3 作業の種類  
基本測量（国土調査に伴う基準点測量）

**山形県告示第762号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通大臣から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年7月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
南陽市
- 2 公共測量を実施する期間  
平成24年7月6日から平成25年3月31日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（補助基準点測量）

**山形県告示第763号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成24年7月24日から同年8月6日まで縦覧に供する。

平成24年7月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 酒田松山線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                              | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長         |
|----------------------------------|------|-----------------------|-------------|
| 酒田市飛鳥字大林40番1から<br>同 榎橋字荒町104番1まで | 旧    | 24.0メートル<br>}<br>13.4 | 337<br>メートル |
| 同 上                              | 新    | 同 上                   | 同 上         |

**山形県告示第764号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成24年7月24日から同年8月6日まで縦覧に供する。

平成24年7月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 円能寺砂越停車場線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                               | 旧新の別 | 敷地の幅員                | 延 長         |
|-----------------------------------|------|----------------------|-------------|
| 酒田市榎橋字荒町104番3から<br>同 飛鳥字大林492番7まで | 旧    | 24.0メートル<br>}<br>9.6 | 337<br>メートル |
| 同 上                               | 新    | 同 上                  | 同 上         |

**山形県告示第765号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成24年7月24日から同年8月6日まで縦覧に供する。

平成24年7月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 吹浦酒田線
- 2 供用開始の区間 酒田市北千日町142番から  
同 光ヶ丘一丁目21番54まで

- 3 供用開始の期日 平成24年7月24日

#### 山形県告示第766号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成24年7月24日から同年8月6日まで縦覧に供する。

平成24年7月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 酒田松山線
- 2 供用開始の区間 酒田市飛鳥字大林40番1から  
同 檜橋字荒町104番1まで
- 3 供用開始の期日 平成24年7月24日

#### 山形県告示第767号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成24年7月24日から同年8月6日まで縦覧に供する。

平成24年7月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 円能寺砂越停車場線
- 2 供用開始の区間 酒田市檜橋字荒町104番3から  
同 飛鳥字大林492番7まで
- 3 供用開始の期日 平成24年7月24日

#### 山形県告示第768号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第14項の規定により、同条第3項ただし書の規定による許可をすることについて、次のとおり公開による意見の聴取を行う。

平成24年7月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 日時 平成24年7月31日（火） 午後2時から
- 2 場所 酒田市若浜町1番48号  
若浜学区コミュニティ防災センター
- 3 申請者 酒田市本町二丁目2番45号  
酒田市長 阿部寿一
- 4 建築物の計画 酒田都市計画区域内の第一種中高層住居専用地域である酒田市東栄町地内での雨水排水ポンプゲート施設の発電機棟の新築（鉄筋コンクリート造平屋建て、延べ面積106.25平方メートル）

#### 山形県告示第769号

次の開発行為は、完了した。

平成24年7月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
平成24年5月7日 指令置総建第8号
- 2 開発工区に含まれる地域の名称  
第一工区  
西置賜郡小国町大字岩井沢字戸上三660番1の一部、660番2の一部、660番3の一部、661番1、661番2、661番3、654番の一部、655番、656番1の一部、656番2、657番1の一部、662番1の一部、662番2の一部、662番3の一部、662番1地先道  
西置賜郡小国町大字岩井沢字戸上四669番1、669番2、669番3、669番4、669番5、669番乙、669番丙の一部、670番乙、670番丁、670番丙、670番1の一部、670番2、670番3、670番4、671番、671番乙、672番1の一

部、672番2、673番の一部、674番の一部、675番1、675番2、676番の一部、677番の一部、678番2の一部、669番5地先水路、670番1地先水路、670番2地先水路、672番1地先道、672番1地先水路

西置賜郡小国町大字岩井沢字砂田一682番の一部、683番1の一部

西置賜郡小国町大字岩井沢字中稲場696番1の一部、697番の一部

西置賜郡小国町大字岩井沢字兵庫館道下三492番3、493番、494番・495番合併

西置賜郡小国町大字岩井沢字二ノ宮一628番乙、628番1、628番2、628番3、628番4、628番5、629番1、630番乙、630番1、630番2、630番3、631番、632番、633番、634番1、634番2、634番3、635番、636番、637番、638番、639番1、639番2、639番3、640番、628番1地先道、628番3地先道、628番4地先道、631番地先水路、632番地先水路、633番地先道、635番地先水路

西置賜郡小国町大字岩井沢字二ノ宮二707番1、708番、708番1、708番2、709番、709番乙、709番丙、709番丁、710番、711番、712番1、712番2、712番3、713番、714番、715番、716番、716番乙、717番、718番、719番、720番、721番1、721番2、722番、723番、724番1、707番1地先水路、708番地先水路、709番地先水路、710番地先道、710番地先水路、711番地先道、715番地先道、716番乙地先道、719番地先道

西置賜郡小国町大字岩井沢字古町一727番1、730番、730番地先水路

西置賜郡小国町大字兵庫館一丁目1番12、3番1、3番2、3番1地先道、3番2地先道、3番2地先水路

3 開発許可を受けた者の住所及び名称

西置賜郡小国町大字小国小坂町二丁目70番地

小国町長 小野 精一

企業局関係

規程

山形県企業管理規程第8号

山形県企業局就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年7月24日

山形県企業管理者 小 松 喜 巳 男

山形県企業局就業規程の一部を改正する規程

山形県企業局就業規程（昭和43年4月県企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表第3その他の項事由の欄第5の2号中「骨髓液の」を「骨髓若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の」に、「又は骨髓移植のため」を「又は」に、「骨髓液を」を「、骨髓移植のため骨髓若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を」に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

病院事業局関係

規程

山形県病院事業管理規程第11号

山形県病院事業局就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年7月24日

山形県病院事業管理者 森 谷 裕 一

山形県病院事業局就業規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局就業規程（平成15年3月県病院事業管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

別表第3その他の項事由の欄第9号中「骨髓液の」を「骨髓若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の」に、「又は骨髓移植のため」を「又は」に、「骨髓液を」を「、骨髓移植のため骨髓若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を」に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・まちづくり振興課及び置賜総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに長井市役所において平成24年11月24日まで縦覧に供する。

平成24年7月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームセンタージョイ長井店  
長井市九野本字館野762番4外

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称           | 住 所             | 代表者の氏名 |
|---------------|-----------------|--------|
| 株 式 会 社 ジ ョ イ | 山形市あこや町二丁目1番30号 | 阿 部 恵  |

(変更後)

| 名 称           | 住 所         | 代表者の氏名  |
|---------------|-------------|---------|
| 株 式 会 社 ジ ョ イ | 山形市前田町6番10号 | 松 谷 幸 一 |

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称             | 住 所             | 代表者の氏名    |
|-----------------|-----------------|-----------|
| 株 式 会 社 ジ ョ イ   | 山形市あこや町二丁目1番30号 | 阿 部 恵     |
| 丸 一 薬 品 有 限 会 社 | 長井市本町一丁目4番2号    | 鈴 木 卯 一 郎 |

(変更後)

| 名 称             | 住 所          | 代表者の氏名    |
|-----------------|--------------|-----------|
| 株 式 会 社 ジ ョ イ   | 山形市前田町6番10号  | 松 谷 幸 一   |
| 丸 一 薬 品 有 限 会 社 | 長井市本町一丁目4番2号 | 鈴 木 卯 一 郎 |

3 変更年月日

- (1) 株式会社ジョイの住所に係るもの 平成24年6月10日  
(2) 株式会社ジョイの代表者の氏名に係るもの 平成24年4月19日

4 届出年月日

平成24年7月5日

5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について

て意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成24年11月24日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・まちづくり振興課及び置賜総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに長井市役所において平成24年11月24日まで縦覧に供する。

平成24年7月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ホームセンタージョイ長井店  
長井市九野本字館野762番4外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ジョイ 山形市前田町6番10号  
代表取締役 松谷幸一
- 3 変更する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前)

| 小 売 業 を 行 う 者   | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 | 備 考 |
|-----------------|---------|---------|-----|
| 株 式 会 社 ジ ョ イ   | 午前9時    | 午後8時    |     |
| 丸 一 薬 品 有 限 会 社 |         |         |     |

(変更後)

| 小 売 業 を 行 う 者   | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 | 備 考             |
|-----------------|---------|---------|-----------------|
| 株 式 会 社 ジ ョ イ   | 午前9時    | 午後8時45分 | 年間180日は開店時刻午前7時 |
| 丸 一 薬 品 有 限 会 社 |         |         |                 |

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
(変更前) 午前8時30分から午後8時30分まで  
(変更後) 午前8時30分から午後9時まで。ただし、年間180日は午前6時30分から午後9時まで

- 4 変更年月日  
平成24年7月6日
- 5 届出年月日  
平成24年7月5日
- 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成24年11月24日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・まちづくり振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに山形市役所において平成24年11月24日まで縦覧に供する。

平成24年7月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヤマザワ宮町店  
山形市宮町五丁目9番1外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ヤマザワ 山形市あこや町三丁目8番9号  
代表取締役 板垣宮雄
- 3 変更した事項  
大規模小売店舗の名称及び所在地  
(変更前)

| 名 称         | 所 在 地        |
|-------------|--------------|
| (仮称)ヤマザワ宮町店 | 山形市宮町五丁目9番1外 |

(変更後)

| 名 称     | 所 在 地        |
|---------|--------------|
| ヤマザワ宮町店 | 山形市宮町五丁目9番1外 |

- 4 変更年月日  
平成24年7月5日
- 5 届出年月日  
平成24年7月6日
- 6 その他  
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成24年11月24日までに知事に提出することができる。  
  - (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
  - (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
  - (3) 意見

## 正 誤

| 発行年月日       | 県公報<br>番 号 | ページ | 行     | 誤                            | 正               |
|-------------|------------|-----|-------|------------------------------|-----------------|
| 平成15. 3. 31 | 号外 (15)    | 7   | 下から 6 | 山形県病院事業局管理規程第15号             | 山形県病院事業管理規程第15号 |
| 平成24. 3. 30 | 第2330号     | 474 | 下から 1 | 別記様式第16号を別記様式第16号の1とし、同様式の次に | 別記様式第16号の次に     |
| 同           | 同          | 475 | 下から 1 | 別記様式第25号を別記様式第25号の1とし、同様式の次に | 別記様式第25号の次に     |

平成24年 7月24日印刷  
平成24年 7月24日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056